

業務指示書

ネパール国カトマンズ盆地都市交通改善プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年5月28日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 山崎 みさ Yamasaki.Misa@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年6月2日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市交通に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/都市交通政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：都市交通計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ネパール及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 都市計画/土地利用計画】

- 1) 類似業務の経験：都市計画/土地利用計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ネパール 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 公共交通】

- 1) 類似業務の経験：公共交通（都市鉄道、LRT、BRT、バス）に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ネパール 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学評価せず）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年6月6日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(NPR1 = 1.073 円 , US\$1 = 102.58 円 , EUR1 = 142.01 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/都市交通政策
都市計画/土地利用計画
公共交通

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

19.98 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年6月20日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ネパール国カトマンズ盆地都市交通改善プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/都市交通政策	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	11.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	3.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 都市計画/土地利用計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	1.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 公共交通	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	9.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	1.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



第2 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

カトマンズは標高2000m級の山々に囲まれたカトマンズ盆地にあるネパール国の首都であり、2000年に及ぶ歴史を持つ古都である。ネパール国内で1996年に始まった内戦により、治安の悪化した地域からカトマンズ盆地内へ多くの人々が流入している。人口の自然増加と併せて、カトマンズ盆地の人口は1991年の約106万人から、2011年には約251万人に増加し、ここ10年間では年間4.32%の人口増が続いている。2輪車を含む車両登録台数は10年間で15万台から57万台に急増した。これらは、河川汚濁、大気汚染、廃棄物処理、交通混雑、文化遺産の損失等の都市問題の深刻化に大きな影響を及ぼしている。

JICAは1993年に「カトマンズ都市交通計画調査」を実施し、2015年を目標年次とした都市交通マスタープラン(M/P)を策定した。同M/Pに基づきJICA及びアジア開発銀行(ADB)は事業の実施を支援し、新バグマティ橋の建設やインナーリングロードの一部の建設、バスパークの建設等が実現し都市交通の改善に寄与している。また、約20年経過した現在でも同調査の結果は他ドナーや政府機関で活用されている。

カトマンズ盆地の交通M/Pを現在の都市状況を勘案した上で更新する必要があることから、2009年にネパール国政府は我が国に対して「カトマンズ盆地交通管理及び道路計画」の協力を要請した。同要請を受けて、カトマンズ盆地の都市交通事情についての基礎的な情報収集・分析を目的として、JICAは2010年8月に協力準備調査団を派遣し、協力ニーズにかかる情報収集・分析を行った。その結果、緊急性と必要性の高い協力ニーズは確認されたものの、ネパール国の政治状況が非常に不安定であり、ネパール国側のコミットを得るのが困難である可能性が指摘された。そのため、JICAは先行的に詳細な交通データを収集しつつ、交通M/Pに係る協力の必要性を判断することを目的にネパール政府公共事業計画省道路局をカウンターパート機関として2011年11月から2012年9月にかけて「カトマンズ盆地交通改善のための基礎情報収集・確認調査」を実施した。

同調査及び同調査期間中に行われた運営指導調査の結果、適切な土地利用に係る政策、都市道路網、公共交通サービスが不足しており、カトマンズ盆地内で急増する交通需要に対応しきれないため慢性的な交通渋滞が発生していることが確認され、土地利用、道路、公共交通、交通管理の各計画を含めたカトマンズ盆地の将来像を一体的に描き出す「総合都市交通マスタープラン」を策定する必要性が確認され、本案件が実施されるに至った。

本プロジェクトは2013年6月に行われた詳細計画策定調査の協議を元に合意したRecord of Discussionに基づき行われる。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

本調査結果を基にカトマンズ盆地の総合都市交通マスタープランがネパール政府(内閣を想定)に承認され実施される。

(2) 期待される成果

- 1) 総合都市交通マスタープラン(目標年次:長期計画2030年、中期計画2025年、短期計画2020年)の策定

- 2) パイロットプロジェクトの実施
- 3) マスタープランのモニタリング、更新、変更に必要な関係機関の能力強化
- (3) 対象地域
 - カトマンズ盆地
- (4) 関係官庁・機関
 - カウンターパート機関
 - インフラ・運輸省道路局 (Department of Roads, Ministry of Physical Infrastructure and Transport : DOR) 及びカトマンズ盆地開発公社 (Kathmandu Valley Development Authority: KVDA)
 - 関係機関 (ステアリング・コミッティメンバー)
 - Ministry of Urban Development
 - Department of Transport Management
 - Department of Railway
 - Metropolitan Traffic Police
 - Kathmandu Metropolitan City
 - Lalitpur Sub Metropolitan City
 - Bhaktapur Municipality
 - Kirtipur Municipality
 - Thimi Municipality
- (5) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動
 - カトマンズ・バスターミナル建設計画 (1991 年度)
 - カトマンズ都市交通計画調査 (1993 年度)
 - 新バグマティ橋建設計画 (1994 年度～1995 年度)
 - カトマンズ市交差点改良計画 (2003 年度)
 - カトマンズーバクタプール間道路改修計画 (2008 年度～2011 年度)
 - カトマンズ盆地交通管理及び道路計画準備調査 (2010 年度)
 - カトマンズ盆地交通改善のための基礎情報収集・確認調査 (2012 年度)

3. 業務の目的

カトマンズ盆地において、総合都市交通マスタープラン (目標年次: 長期計画 2030 年、中期計画 2025 年、短期計画 2020 年) を策定しパイロットプロジェクトを実施することにより、同盆地の都市交通の改善に寄与する。

4. 業務の範囲

本業務は、2013 年 9 月に当機構とネパールインフラ・運輸省道路局及びカトマンズ盆地開発公社との間で署名された R/D に基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 総合都市交通マスタープラン (M/P) の政府承認と実施について

本プロジェクトは、調査期間中に M/P を作成するのみならず、M/P の実現によってカトマンズ盆地の交通改善を行うことを目的としており、その着実な実施に向け M/P

をネパール内閣の閣議に諮り、実施に向けた承認を取ることが期待されている。これらは、C/P 機関の意向で R/D の中ではネパール政府への提出といった表現にされている。

コンサルタントはこれらの考えを念頭に、策定プロセスの中で M/P の実施機関等とも十分に意見交換を行い、計画への理解・協力を得るよう努めること。また、関係機関、他ドナーにも M/P の内容について周知するとともに、政府高官へも説明し、M/P 実施に向けた支援を取り付けるよう努めること。

(2) カトマンズ盆地の都市開発方針

詳細計画策定調査時に、カトマンズ盆地の一番の課題は都市スプロールであり、特に北部と東部に市街地の拡大がみられるとの見解が示された。これらの無秩序な人口流入を吸収するために、土地利用と公共交通の一体となった計画の必要性が多くの C/P 職員から指摘され、日本の優れた公共交通指向型開発 (TOD) を取り入れたいという要望があげられた。また、中心旧市街地の進入規制、パークアンドライド等の交通管理、公共交通ネットワークの再編、物流拠点整備計画、リングロードとアウターリングロードの接続、交通安全等様々な課題が検討されている。将来的には中量輸送機関の導入も検討している様子も伺えたが、極度の電力不足と財務力の脆弱さに加え人材・技術不足といった課題が横たわっている。

これらの解決について多くのネパール政府機関が活動を行っているが、それらを総合的に取扱い、将来展望を描き出すための M/P 策定をプロジェクトで実施する。そのため、都市計画上の課題については十分に掘り下げ検討すること。特に、財政が厳しい中でどういった交通施策を取っていくかという点は複数シナリオで十分に検討すること。

(3) プロジェクト実施体制

本プロジェクトではステアリングコミッティ (S/C) を設置する。メンバーは R/D 添付にある通りだが、本プロジェクトでは各市が積極的に参加しない可能性がインフラ・運輸省から指摘された。ネパール国で S/C は半数以上の参加をもって議決を有効とするというルールに基づき、参加者が半数以下でも 6 名以上の参加を持って議決を有効とすることとした。また、S/C の他により専門的なテーマを議論するためワーキンググループ (W/G) を設置することとした。W/G メンバーは第一回 S/C で決定する。

本プロジェクトでは、カトマンズ都市交通計画調査 (1993 年度) の C/P である DOR に加え、昨年設立された KVDA も C/P とし、R/D の変更等は JICA を含めた三者間で協議する体制としている。S/C は、DOR が議長となり、KVDA が共同議長となる。本プロジェクトでの M/P 策定及びその実施には、DOR と KVDA の緊密な関係が不可欠となるため、プロジェクト実施の中でもこれらに配慮し、他関係機関や自治体も含めてプロセスを重視しながら進めること。

(4) 計画対象エリア

本プロジェクトのプロジェクトサイトはカトマンズ盆地内のカトマンズ市、キリトプール市、ティミ市、バクタプール市、およびラリトプール市の 5 市を含むエリア (詳細は R/D 添付資料参照) で、面積約 764 平方キロメートル、人口約 250 万人。同エリアは 2012 年度に実施された基礎情報収集・確認調査 (以下、基礎調査) の計画対象エリアと同一である。しかしながら、バネパやドゥリケルといったカトマンズ盆地の

東の地域で都市化しつつある地域を計画に含めたいというアイデアが一部C/P職員等から提案されているため、計画対象エリアはKVDAの所掌や関係機関の要望等を確認しつつS/Cで決定する。

(5) 調査背景の理解

本プロジェクトは2009年度に出た要請を受けて、協力準備調査、基礎調査を経て、開発計画調査型技術協力でのプロジェクト実施に至ったものである。これまでに都市計画制度や都市交通の動向についてはこれら調査で一定の蓄積があるため、現地での調査ではこれらの調査結果をベースに、先方政府関係機関との活動に入ること。また、本プロジェクトで行う交通需要予測は基礎調査で行ったパーソントリップ調査のデータを基に行うことを想定している。

(6) ドナーとの連携

現在カトマンズ盆地ではアジア開発銀行（ADB）がカトマンズ盆地持続的都市交通プロジェクト（KSUTP）を実施中。また、国連開発計画（UNDP）が防災分野を中心に土地利用計画の策定を検討している。さらに世界銀行も今後都市開発・交通分野での協力可能性を探っており、これらの関連ドナーとは定期的に情報交換を行い、連携しつつ効率的な活動実施を心がけること。ただし、成果品となるレポートの共有はJICA事務所にも相談の上、行うこと。

(7) 環境社会配慮

本プロジェクトは「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、JICA環境ガイドライン）上、カテゴリBに分類されており、本プロジェクトにおいては、SEAにかかるガイドラインの要件及びJICA環境ガイドラインの要件を満たす必要がある。

また、パイロットプロジェクトの内容が決定した際にはネパール国制度及びJICA環境ガイドラインに照らし、IEEレベルの調査で過不足がないか確認の上、必要な手続きを行う。

(8) 技術移転

本プロジェクトでは、開発計画調査型技術協力として、計画策定に加えそのプロセスにおける技術移転を以下の4つのテーマにおいて行うことをR/Dにて合意した。①JICA Strada、②交通需要管理、③交通安全、④環境社会配慮。他には本邦研修（詳細は6.（18）のとおり）、セミナー・ワークショップの開催（詳細は6.（18）のとおり）を通じて行うことを想定している。

(9) 本邦企業への裨益

本プロジェクトは、上述の通りカトマンズ盆地の交通改善を目的に行うが、その目的に適う範囲内で本邦企業の技術や製品の強みを生かせる施策や改善が提案できる場合はJICA本部及びネパール事務所にも相談の上、積極的に盛り込むよう心掛ける。

6. 業務の内容

(1) 情報収集及びインセプションレポートの説明・協議

1) 関連資料・情報の収集・分析等

詳細計画策定調査で収集した資料を含む既存の関連資料・情報、データを整理、分

析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

2) インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめて調査工程表としてのワークプランを作成し、全体調査方針や調査概要等含めたインセプションレポートを作成する。

3) プロジェクト実施体制の構築

本プロジェクトの全体的な構想や活動計画について、カウンターパート機関並びに関係機関で共有、議論することを目的としてS/Cを開催する。また、技術移転の対象となるカウンターパートの配置が適切になされるようカウンターパート機関と調整を行う。

4) インセプションレポートの説明・協議等

ワークプラン、インセプションレポートを実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。また、R/Dで確認されている先方実施機関政府との責任の分担関係について確認を行う。また、ワークプランはS/Cにも諮り承認を得る。

(2) 補足交通調査の実施

本プロジェクトでは先方要請及びM/Pの中で策定されるセクター計画((8)にて後述)における必要性を鑑みR/Dにて先方政府と合意した以下6つの補足交通調査を行う(詳細は別紙のとおり)。①補足道路インベントリー調査、②公共交通にかかる選好表明(SP)調査、③バス乗客OD調査、④中心市街地の駐車実態調査、⑤物流調査、⑥交通事故危険箇所調査。①の道路インベントリー調査は基礎調査で確認されていない拡幅工事部分を重点的に行うものである。これらの交通調査は、現地再委託を可とする。カトマンズ盆地の現状を踏まえ調査項目等の改善提案があればプロポーザルにて提案すること。

(3) 都市開発シナリオの検討と土地利用計画/都市構造計画の策定

前述5.(2)の事項や既存の調査結果、及び関係機関の意見等を汲み取り、数パターンの都市開発シナリオと都市の展望を設定し、それらの実現に向けた土地利用計画及び都市構造計画を検討する。都市構造計画では幹線交通や都市核、河川等を都市構造と捉え、どういった構造を軸とした都市を計画し実現していくかを検討する。また、土地利用計画等には、カトマンズ盆地における災害リスクを考慮し、防災の観点を含めた計画を策定する。これらの検討及び計画の策定は可能な限り各市にも参加を呼びかけDOR、KVDAをはじめとした関係機関の意見を広く聞けるようワークショップ方式等を取り入れて行うことを検討すること。また、可能な限り政府高官にも事前説明や意見交換等への参加呼びかけ等の働きかけを行い、計画策定プロセスへの参加を促進する。

(4) 戦略的環境アセスメント(SEA)の実施

総合都市交通マスタープラン方針の作成にあたり、以下に示す戦略的環境アセスメントの考え方に基づく環境社会配慮項目の確認を行う。

戦略的環境アセスメントの考え方(プロジェクトよりも上位の政策、計画、プログラム(PPPレベル)の環境アセスメント)に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにし、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討

を行う。

(5) 将来交通需要予測の実施

(3) で策定した複数シナリオを基に将来交通需要予測を行う。(3)～(5)の活動は不可分かつ一体的に検討されるべき事項であるため検討の順番は問わない。また、複数シナリオの交通需要予測の結果新たなシナリオ案が検討されることも想定されうるが、ステークホルダーの主体性を維持し、M/P策定後の責任ある実施を導き出すためにもこれらの活動はステークホルダーが納得できるように丁寧なプロセスでの実施を心がけること。

(6) インテリムレポートの作成

インテリムレポート(補足交通量調査の結果、土地利用計画及び将来需要予測の結果等を想定)を取りまとめ、JICA及び先方政府関係機関に提出する。

(7) セクター計画を含む総合都市交通マスタープランの策定

本プロジェクトにて策定されるM/Pに付随するセクター計画につき、先方政府要請書にて提案のあったものから道路維持管理計画を除きNMT(非動力交通)計画を加えることでR/Dにて合意した以下7つの計画を含むものとする。7つの計画を策定する際には、防災の観点も含めた計画とすること。①土地利用計画、②道路計画、③公共交通計画、④駐車管理含む交通管理計画、⑤物流計画、⑥交通安全計画、⑦NMT計画。

セクター計画策定後、セクター計画を含むM/P(案)を策定し、最終化へ向け関係機関と協議を行う。なお、同M/P(案)は先方政府に示す前にJICAに概要を報告して意見交換を行うこと。セクター計画策定は各W/Gを中心に進める。なお、同M/PがS/Cにて関係機関の承認を受けるため、コンサルタントは必要な説明・調整等の支援を行う。

(8) M/P実施のための計画策定・評価

(7)で策定されたM/Pが承認され着実に実施されるよう実施機関、時期、予算等をまとめた実施計画を策定する。また、ハード面のみならず、キャパシティデベロップメントプランを含むソフト面も統合した総合的事業計画を作成する。計画策定に際しては、ドナー援助など今後の財政確保の見通しを予測し、各段階で必要となる投資費用及び維持管理費用を積算する。

さらに、各事業について、その性質に応じて経済分析(事業計画について経済分析を行い、実施の妥当性を評価する。)などの評価分析を行う。計画全体としての導入効果についても整理・分析を行い、社会経済的視点から総合都市交通マスタープランの妥当性を評価することとする。

上記にて策定された計画は優先度、緊急性や戦略的な位置づけ等を鑑み短期(目標年次2020年)・中期(同2025年)・長期(同2030年)での計画に落とし込む。また、各実施機関によるプロジェクト実施を促進するために、M/PまたはM/Pを基にしたネパール政府の計画等が内閣によって承認されるよう、フォローを行う。

(9) 事業計画のための実施体制の提案

事業計画を実施するために必要な実施体制(都市圏の都市交通施策実施のための組

織体制の整備、行政機関間の連携・役割分担、意思決定メカニズムなど) について提案する。

(10) 緊急アクションプラン

総合都市交通マスタープランに示されるアクションの中で、早急に改善することが必要とされる都市交通課題に対して緊急アクションプランを策定する。緊急アクションプランは、現在の都市交通問題と課題に対する解決策を示し、長期開発計画の足がかりとなるものでなければならない。また、迅速な意思決定などを考えると、大規模な投資を必要としないことが条件となる。

(11) 事業費の概算

緊急アクションプランに選定されたプロジェクトの概算を行い、実施のために必要な予算の金額をとりまとめる。

(12) パイロットプロジェクトの選定

総合都市交通マスタープランにおいて、優先的に実施すべきパイロットプロジェクトを選定する。その際、緊急に整備すべきパイロットプロジェクトに関する考え方や基準を示し、客観的に選定することとする。

必ずしも単独の施設等にする必要はなく、特定の課題に着目して施設整備や交通需要マネジメントその他財源、制度等の施策について組み合わせることも検討する。

(13) プロGRESSレポートの作成

セクター計画、M/P、M/P 実施計画、環境社会配慮に関する取組等をPROGRESSレポートに取りまとめ、JICA 及び先方政府関係機関に提出する。

(14) パイロットプロジェクトの検討および実施

M/P の中で特に優先度の高いプロジェクトにつき、本調査でパイロットプロジェクトを行う。プロジェクトの選定は、JICA との事前協議を経て、S/C での承認を取り付けること。

パイロットプロジェクトの内容はM/P の内容によって決定するため、今回の契約には含めない（よって、プロポーザルにも含めない）こととし、内容が決定次第、契約変更にて対応する。

1) 基本方針・実施計画方針の作成

パイロットプロジェクトの基本方針や、パイロットプロジェクト実施にあたっての実実施計画方針の作成を行う。

2) 代替案の作成及び比較検討

パイロットプロジェクトについて、場所、導入する設備、工法等に関し、複数の代替案を作成し、比較検討を行う。

3) 環境社会配慮調査

パイロットプロジェクトの事業に対し、初期環境影響評価とスコーピング（環境社会影響項目の絞り込み）を行う。具体的には、パイロットプロジェクトの環境アセスメントに必要な環境社会影響項目を選定し、調査・予測方法を決定する。

調査項目は、以下の通り。

ア) 政策、計画等の目的・目標の検討

- イ) 諸制約のなかで目的を達成するための代替案の検討
- ウ) 政策や計画の内容の検討（開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等）
- エ) スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- オ) ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、及び経済社会状況（非自発的住民移転・用地取得の影響範囲、被影響住民の財産・用地状況、生計等を含む）等）の確認とベースラインデータの設定
- カ) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
- ① 環境社会配慮（環境影響評価、非自発的住民移転、用地取得、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
- ② 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）との乖離
- ③ 関係機関の役割
- キ) 影響の予測方法の検討
- ク) 影響の評価および代替案（ゼロオプションを含む）の比較（PPPレベル）
- ケ) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- コ) モニタリング方法の検討
- サ) 最優先プロジェクトの環境社会配慮項目のスコーピング結果（検討すべき代替案及び重要と思われる環境社会影響項目（非自発的住民移転・用地取得を含む）の範囲並びに予測・評価方法案）の作成
- シ) ステークホルダー協議結果（実施目的、参加者、協議内容等）
- ス) 関連資料

4) 設計及び積算

前述の検討を踏まえ、パイロットプロジェクト対象施設の設計及び積算を行う。

5) 実施

これまでの検討結果を踏まえ、パイロットプロジェクトを実施する。パイロットプロジェクトの実施については、現地再委託を可とする。

6) 事業拡大計画の作成

パイロットプロジェクトにて実施した事業を評価し、事業拡大の可能性・必要性を検証する。検証結果に基づき、事業拡大計画を作成する。

(15) ドラフトファイナルレポート（DFR）の作成

全ての調査終了段階で、M/Pとパイロットプロジェクトの内容をDFRに取りまとめ、JICAとの事前協議を経た上でS/Cにて説明を行い、基本的了解を得る。

またその内容について2週間程度時間を取り、JICA及び先方政府関係機関からコメントを取り付ける。

(16) ファイナルレポートの提出

JICA及び先方政府関係機関からのコメントを受け、ファイナルレポートを作成し、提出する。

<技術移転等>

(17) 技術移転

本プロジェクトでは、技術移転を以下の4つのテーマにおいて行う。①JICA Strada、

②交通需要管理、③交通安全、④環境社会配慮。これらは現地での作業を通じた OJT ベースでの技術移転にて、各作業の基礎知識を習得し初歩的な作業を調査団の指導の下で実施できるようになるレベルを想定している。

(18) 本邦研修

S/C 関係機関の職員を中心とした本邦研修（1 回、10 名、1～2 週間程度）を実施する。日本の公共交通指向型都市開発の考え方や事例等を中心に序盤（2014 年 12 月頃）の実施を想定しているが、内容、時期共に改善提案等あればプロポーザルにて提案すること。なお、研修員の選定は、詳細計画策定調査の Minutes of Meetings (M/M) に記載した通り①誠実かつ継続的にプロジェクトに参加している、②プロジェクトの内容を鑑み各専門分野（都市計画、道路、交通管理、公共交通等）からのバランスある選出をすることとし、難航する場合やこれらのクライテリアに適していない C/P の選出等が見られる場合には JICA 事務所や本部にも報告の上、対応を協議する。

なお、積算を含め実施及び準備は「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン」（2014 年 4 月）を参照して行うこと。

(19) コンセンサスビルディングのためのセミナー／ワークショップの開催

都市開発にかかる展望等の検討時に 3 回程度、S/C 関係機関を中心とした 30 名程度のワークショップ（約半日）を開催し、将来の都市展望にかかる意見交換を行うことを想定している。

また、DFR 作成後、本プロジェクトで策定した計画の概要や理念を説明し、S/C 関係機関以外の関係行政機関や学識者、民間企業等と意見交換し、今後のための理解、協力を得ることを念頭に 100 名程度参加のセミナー（約半日）を 1 回開催する。招聘者リストの検討やアジェンダについては関係機関、JICA ともよく協議し決定すること。

いずれのセミナー／ワークショップも経費を見積書に含めること。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後 1 ヶ月以内

部 数：英文 25 部（簡易製本、うち先方政府へ 20 部）、
CD-R 4 枚（うち、先方政府へ 2 部）

2) インテリムレポート

記載事項：補足交通調査結果、将来都市構造／土地利用計画およびシナリオにかかる分析、将来交通需要予測等

提出時期：交通需要予測終了後（調査開始 6 ヶ月後を目処）

部 数：英文 25 部（簡易製本、うち先方政府へ 20 部）、
CD-R 4 枚（うち、先方政府へ 2 部）

3) プログレスレポート

記載事項：M/P 及びセクタープランにかかる検討結果等

提出時期：M/P 案策定終了時（調査開始 11ヶ月後を目処）

部 数：英文 25部（簡易製本）、うち先方政府へ 20部）、
CD-R 4枚（うち、先方政府へ 2部）

4) ドラフトファイナルレポート

記載事項：プレフィージビリティスタディ結果、M/P 最終案等を含む調査全体結果

提出時期：プレフィージビリティスタディ終了時（調査開始 16ヶ月後を目処）

部 数：英文 25部（簡易製本）、うち先方政府へ 20部）、
CD-R 4枚（うち、先方政府へ 2部）

5) ファイナルレポート

記載事項：M/P、プレフィージビリティスタディ結果を含む調査全体結果

提出時期：ドラフトファイナルレポートに対するネパール側コメント提出から
1ヶ月以内

部 数：英文 60部（製本、うち先方政府へ 50部）、
CD-R 4部（うち、先方政府へ 2部）
要約編和文 5部（製本）、CD-R 3部

インセプションレポートを除く各レポートの巻頭には 10 ページ程度にとりまとめた要約を含めることとする。ドラフトファイナルレポート及びファイナルレポートの体裁については各要約の冒頭にページの色を変えた調査結果の概要表を含めること。

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部 数：和文 5部（簡易製本）

2) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

①最終報告書の概要

②活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・ワークショップ・OJT ベースでの研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

④業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

⑤今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）

⑥提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料

- ①業務フローチャート
- ②業務人月表
- ③研修員受入れ実績
- ④調査用資機材実績（引渡リスト含む）
- ⑤合同調整委員会議事録等
- ⑥その他調査活動実績・プレゼン資料

提出時期：業務終了時

部 数：和文3部（簡易製本）、添付資料は電子データのための提出も可。

4) 議事録等

カウンターパート機関との調整会議、各報告書説明・協議にかかる議事録(M/M)を策定し、JICAに速やかに提出する。また、JICA及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等、をとりまとめ、10日程度のうちにJICAに提出すること。JICAネパール事務所におけるミーティングについても、同様とする。

5) プロジェクト活動業務報告書

JICAの規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月10日までにJICAに提出する。

6) 広報用資料

本プロジェクトの概要を取りまとめた広報資料(A4 2-4枚程度)を作成し、JICAに提出する。写真、図説等を使用し、簡潔かつ明瞭なデザインを検討する。

記載事項(例)：プロジェクト活動概要、実施手順

対象範囲

対象地域概況(面積、人口、産業、社会状況等の基本情報)

プロジェクト成果・結果(都市構造計画、各セクター別計画、実行計画、等調整機関の提言

結論・提言

提出時期：ファイナルレポート提出時

部 数：和文1部、英文1部、電子データ(様式指定なし)

収集資料

本プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA様式による収集資料リストを添付のうえ、JICAに提出する。

7) デジタル画像集

本プロジェクトを通じて記録した写真をデジタル画像集として収録内容し、提出する。内容については、プロジェクトの全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの(プロジェクトサイト、既存施設及び周辺の状況、地形等)、②類似案件の状況(先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等)、③現地生活状況及びボトルネックの現状等を収め、案件実施前後の状況と比較できるようにするとともに、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては「デジタル画像記録表(Word形式)」を作成し、画像集に添付する。

写真の著作権についてはJICAに帰属するものとし、広報用素材としてJICAの各種媒体への活用を想定している。

提出時期：ファイナルレポート提出時

部 数：CD-R 1枚

(デジタル画像記録表、デジタル画像 50 枚程度 / jpeg 形式)

8) 調査用資機材等取得明細表

JICA 様式の調査資機材等取得明細表を、資機材取得金額確定時(取得のあった年度の業務完了時)に JICA に提出する。

9) その他

上記の提出物のほかに、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(3) 成果品の仕様

インセプションレポート、インテリムレポート、プログレスレポート、ドラフトファイナルレポートは原則として簡易製本とし、最終報告書は製本とする。報告書類の印刷、電子化(CD-ROM)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

別紙：補足交通調査仕様書

1. 補足道路インベントリー調査

基礎調査で行った道路インベントリー調査を補足する調査を行う。
調査地点：カトマンズ盆地内で基礎調査後拡幅・新設された道路
調査項目：道路延長、車線数等

2. 公共交通にかかる選好表明調査（SP 調査）

調査期間：平日 1 日間
調査地点：カトマンズ盆地内の人口密集地（5 か所程度を想定）
調査対象：人口密集地域へ移動してきた乗客
調査項目：調査時間、性別・年齢・職業、収入、トリップの目的、出発地から到着地の利用交通機関、トリップ費用、トリップ時間、中量輸送機関等新たな交通機関整備への期待 等
目標サンプリング数：1000 サンプル以上

3. バス乗客 OD 調査

基礎調査で行ったインタビュー調査を補完する調査として実施。
調査期間：平日 1 日間（24 時間）
調査地点：カトマンズ盆地内の主要公共交通ターミナル（3 か所程度を想定）
公共交通はバスの他、中型バス、小型バス（テンポ）を含む。
調査対象：ターミナル・発着場における乗客
調査項目：調査時間、性別・年齢・職業、収入、利用バス、トリップの発着地、トリップの目的、トリップ中に他に利用する交通機関や移動手段、トリップ頻度、等
目標サンプリング数：3000 サンプル以上

4. 中心市街地の駐車実態調査

基礎調査で行ったリングロードでの駐車実態調査を中心市街地でも行う調査。
調査期間：平日 1 日間（16 時間／日）
調査地点：路上駐車頻発地域または駐車が混雑原因となっている地点（5 か所程度を想定）
調査対象：路上に駐車する乗用車・タクシー・バス等
調査項目：車種、駐車箇所、駐車時間、駐車料金 等

5-1. 物流調査 1（事業者インタビュー）

調査対象：物流にかかわる事業者
調査項目：事業者概要、貨物重量、主な貨物内容と発着地概要、カトマンズ盆地内での荷捌き等での課題や改善ニーズ
対象社数：50 社程度

5-2. 物流調査 2（路側 OD）

調査期間：平日 1 日間（24H）
調査地点：基礎調査で路側 OD 調査を行った 18 か所

調査項目：積載重量・品目・発着地、カトマンズ盆地内での荷捌き等での課題
や改善ニーズ
目標サンプリング率：20%以上

6. 交通事故危険箇所調査

調査地点：過去の交通事故発生件数の多い箇所（20箇所程度を想定）

調査対象：道路形状、道路構造物の状況、交差点形状、等

調査項目：発生事故の概要・類型分析、現地踏査、運転手インタビュー 等

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

2014年7月上旬より業務を開始し、2015年2月下旬を目途にインテリムレポート、2015年5月下旬までにプログレスレポート、2015年11月下旬までにドラフトファイナルレポートを提出し、2015年12月下旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

年	2014						2015											
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
現地作業	[Shaded area]																	
国内作業	☒							☒									☒	☒
報告書	△ IC/R							△ IT/R			△ PR/R						△ DF/R	△ F/R
	IC/R: Inception Report		PR/R: Progress Report				IT/R: Interim Report						DF/R: Draft Final Report F/R: Final Report					

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 約 56.50M/M✓

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／都市交通政策（2号）
- 2) 都市計画／土地利用計画（3号）
- 3) 公共交通（3号）
- 4) 道路計画
- 5) 交通需要予測／交通需要管理計画
- 6) 施工計画／積算
- 7) 経済・財務分析
- 8) 制度設計／キャパシティディベロップメント
- 9) 交通安全計画
- 10) 災害管理
- 11) 環境社会配慮
- 12) 社会経済フレームワーク／交通需要予測補助／業務調整

3. 相手国の便宜供与

執務室提供無、車両は借上げとなるため経費を見積もりに計上すること。

4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

配布資料：

詳細計画策定調査報告書（案）

参考資料：

カトマンドゥ・バスターミナル建設計画

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=0000024959>

カトマンズ都市交通計画調査

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=1&method=detail&bibId=0000033676>

新バグマティ橋建設計画

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=0000031699>

カトマンズ市交差点改良計画

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=0000003153>

カトマンズ-バクタプール間道路改修計画基本設計調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=0000172431>

カトマンズ盆地交通管理及び道路計画準備調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=0000257827>

カトマンズ盆地交通改善のための基礎情報収集・確認調査

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000007069>

5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

6. 現地再委託

補足交通調査及びパイロットプロジェクトの実施は、現地再委託での調査実施を認める。現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行う。この他に現地再委託が適切であると判断されるものについては、プロポーザルにて提案すること。

以上